

国立大雪青少年交流の家 インターンシップ・社会教育実習受入体制

独立行政法人国立青少年教育振興機構インターンシップ取扱規程及び独立行政法人国立青少年教育振興機構実習生取扱要領に基づき、受け入れる。

1. 実習の目的

国立大雪青少年交流の家において、学生・生徒等が交流の家における実際の業務に接することにより、社会教育に必要な専門知識・技術を習得し、学習意欲の喚起、高い職業意識の育成に寄与することを目的とする。

2. 実習の方針

- (1) 主に全国の大学生及び専修学校生を対象に、自らの専攻や将来の職業選択に生かすための『実践的な就業体験』を提供する。
- (2) 社会教育施設であり、国立の青少年教育施設として、講義・演習、業務体験、教育事業運営補助体験、その他事業の企画立案など『幅広いカリキュラム』を提供する。
- (3) 対象者が所属する大学などにおいて、本実習の履修が単位取得扱いになっていることから、『単位に相応したカリキュラム』を提供する。

3. 実習の目標

- (1) 交流の家のインターンシップ・社会教育実習モデルカリキュラムの特色は、青少年教育施設職員としての姿勢を身近に感じることや、講義・演習、業務体験、学生による実習のまとめとしてのプレゼンテーションという内容で、理論と体験を結びつけることにある。
- (2) 講義・演習で得た知識を、実習体験の場で実践し、実習で得た経験を、その後の勉学や就職活動の糧となるようカリキュラムを組んでいる。
- (3) 業務を外見だけで判断するのではなく、総合的に理解する力を養い、仕事に対する責任感・使命感・達成感を体得することができる機会を提供する一方、自身の適性を判断する場としている。

4. 実習申込等手順

- (1) 実習希望機関の指導教員等は、事前に国立大雪青少年交流の家と、実習人数、実習期間及び実習内容等について相談する。(→窓口：事業推進室長又は事業推進室企画指導専門職)
- (2) 実習希望者は、本人が所属する大学等の機関をとおして、機構本部が定めるそれぞれの申込書等を提出する。(→窓口：総務係)
- (3) 希望する実習人数、実習期間及び実習内容等をもとに、所長が許可し、実習希望機関に受入承諾書等を送付する。(→窓口：総務係)
- (4) 実習にかかる留意点
 - ①実習にかかる経費負担は、機構本部が定める実習料、食費、シーツ洗濯料、教材費。
 - ②賠償責任保険及び傷害保険へ加入する。

5. モデルカリキュラム

大雪版インターンシップ・社会教育実習モデルカリキュラム(平成25年1月発刊)を活用する。